

明石市特定事業主行動計画の実施状況及び
女性の職業選択に資する情報の公表について

2026年7月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）第19条第6項、第21条及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第5条、第6条に基づき、次の項目について公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.1%
全職員	68.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.8%
31～35年	94.1%
26～30年	92.9%
21～25年	89.5%
16～20年	88.5%
11～15年	84.8%
6～10年	83.8%
1～5年	81.7%

【説明欄】

※報酬形態が時給の職員については、勤務日数が一定でないため、算出対象外としています。

1. 全職員に係る情報

(1)任期の定めのない常勤職員

給与に含まれる扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は、86.9%です。

一方で、給与が減額される育児部分休業の取得者に占める女性職員の割合は、94.7%であることから、男女の給与の差異に影響しています。

(2)任期の定めのない常勤職員以外の職員

再任用職員や任期付職員、臨時教諭、会計年度任用職員などで構成される当該職員については、フルタイム勤務者と短時間勤務者が含まれています。

そのうち、男性職員における短時間勤務者の割合は 49.4%、女性職員における短時間勤務者の割合は 64.6%であり、女性職員の方が短時間勤務者の割合が高くなっています。

また、男性職員は主に再任用職員や臨時教諭で、女性職員は主に任期付短時間勤務職員と会計年度任用職員であり、職員の種類ごとに給与水準が異なるため、男女の給与の差異に影響しています。

(3)全職員

上記(1)及び(2)の理由から男女の給与の差異に影響しています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1)役職段階別

本市は「本庁課長補佐相当職」に該当する役職がないため記載していません。

(2)勤続年数別

・扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が高いことに加え、育児部分休業の取得者はほぼ女性であり、当該休業を取得している職員の割合が高い区分（「16～20年」「11～15年」「6～10年」）については、男女の給与の差異が大きくなっています。

<女性職員のうち育児部分休業取得者の割合>

「36年以上」0%、「31～35年」1.4%、「26～30年」1.0%、「21～25年」12.5%、「16～20年」23.2%、「11～15年」37.3%、「6～10年」23.1%、「1～5年」6.3%

・また、「1～5年」の職員について、新卒採用者は女性職員の割合が高い一方で、比較的給与水準の高い国・県からの出向者や中途採用者の割合は、女性職員より男性職員の方が高いため、男女の給与の差異が大きくなっています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	行動計画における目標 (令和12年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	25%	19.3%	19.1%	19.4%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	実績		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	13.3%	14.0%	14.3%
本庁課長相当職	22.0%	21.5%	21.7%
本庁課長補佐相当職	—	—	—
本庁係長相当職	24.9%	29.0%	29.7%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
女性職員の割合 ※正規職員	３６．０％	５７．７％	５５．９％

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

Ⅰ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和７年度）

１．男女別の育児休業取得率

（１）常勤職員

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	８６．５％	１０４．３％	７８．４％
女性	１００．０％	１００．０％	１１２．９％

（２）会計年度任用職員

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	０．０％	—	—
女性	１１２．５％	１００．０％	１００．０％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	１０．３％	０．０％	—	１０．０％
１週間以上２週間未満	０．０％	０．０％	—	０．０％
２週間以上１月以下	１３．８％	０．０％	—	１０．０％
１月超３月以下	４１．４％	０．０％	—	３０．０％
３月超６月以下	１０．３％	２．９％	—	４０．０％
６月超９月以下	１３．８％	１１．４％	—	０．０％
９月超１２月以下	６．９％	８．６％	—	１０．０％
１２月超２４月以下	３．４％	２５．７％	—	０．０％
２４月超	０．０％	５１．４％	—	—

３．男性職員の育休取得１月以上の割合

行動計画における目標 (令和１２年度)	令和７年度
５０％以上	７５．９％

【説明欄】

※対象者がいない項目については「０．０％」ではなく「—」と表示しています。
 ※消防職については、消防職単体で数値を公表するため、上記数値には含まれていません。

Ⅱ 職員の勤務時間の状況（令和 7 年度）

職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	行動計画に おける目標 (令和 1 2 年度)	令和 5 年度 (時間／月)	令和 6 年度 (時間／月)	令和 7 年度 (時間／月)
本庁	1 0 0 時間未満／年 (8 . 4 時間未満／月)	7 . 4	7 . 5	8 . 0
本庁以外		6 . 3	6 . 7	7 . 0

Ⅲ 職員の年次有給休暇の取得状況（令和 7 年度）

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
平均取得日数 ※正規職員(消防局除く)	1 4 . 6 日	1 4 . 5 日	1 4 . 7 日